

幼保連携型認定こども園整備の個別審査基準（案）

資料 2－（4）

審査事項	項目（共通審査基準）	個別審査基準（幼保連携型認定こども園）	最高得点	備 考	配点内訳（幼保連携型認定こども園）	点数配分	備 考	
1 事業計画との整合性 （配点 20点）	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に適合すること。	① 需給計画における供給不足解消への寄与度（相対評価）	7		① 定員設定が最も供給不足解消に寄与する計画となっている（1号を除く。他事業者の整備計画との相対評価）。	7	該当するものいずれか	
		② 設置予定地から半径1km以内に所在する認可保育所及び認定こども園の超過入所数及び待機児童数の状況（相対評価）	7		② 定員設定が2番目に供給不足解消に寄与する計画となっている（1号を除く。他事業者の整備計画との相対評価）。	4		該当するものいずれか
					③ 定員設定が3番目に供給不足解消に寄与する計画となっている（1号を除く。他事業者の整備計画との相対評価）。	2		
					④ 設置予定地から半径1km以内に所在する認可保育所及び認定こども園の超過入所者数及び待機児童数が最も多い（1号を除く。他事業者の整備計画との相対評価）。	7		
					⑤ 設置予定地から半径1km以内に所在する認可保育所及び認定こども園の超過入所者数及び待機児童数が2番目に多い（1号を除く。他事業者の整備計画との相対評価）。	4		
					⑥ 設置予定地から半径1km以内に所在する認可保育所及び認定こども園の超過入所者数及び待機児童数が3番目に多い（1号を除く。他事業者の整備計画との相対評価）。	2		
		③ 延長保育の実施時間	3		⑦ 延長保育の時間が2時間である。	3	該当するものいずれか	
④ 一時預かり事業の実施	3	⑧ 延長保育の時間が1時間である。	1					
		⑨ 一時預かり事業を実施する予定である。	3					
		20			20			
2 欠格事由 （配点 一）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号に掲げる欠格事由に該当しないこと。		—					
			—			—		
3 設備 （配点 20点）	札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営基準に関する条例第2章に定める設備の基準に適合すること。	① 園舎が低層で設置されている。	5		① 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室をすべて1階に設けている。	5	該当するものいずれか	
		② 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室の面積	5		② 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室をすべて2階以下に設けている。	2		該当するものいずれか
					③ 年齢ごとの乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室の面積が、最低基準面積の120%以上の広さがある。	5		
					④ 年齢ごとの乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室の面積が、最低基準面積の110%以上の広さがある。	3		
					⑤ 年齢ごとの乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室の面積が、最低基準面積の105%以上の広さがある。	1		
					③ 園庭について、必要な面積を地上に確保している割合	4	⑥ 園庭について、必要な面積（移行特例を除く）の100%以上を占有できる土地（地上）に確保する計画となっている。	
		④ 施設用地の保有形態	3		⑦ 園庭について、必要な面積（移行特例を除く）の100%以上を占有できる土地（地上又は屋上）に確保する計画となっている。	2	該当するものいずれか	
					⑧ 施設用地すべてを自己所有しており、所有権以外の権利が設定されていない（自己所有し、所有権以外の権利が設定されないことが確実であると保育所整備所管部長が認める場合を含む。）。)	3		
					⑨ 施設用地すべてを自己所有しているが、抵当権その他所有権以外の権利が設定されている（自己所有することが確実であると保育所整備所管部長が認める場合を含む。）。)	2		
					⑩ 国若しくは地方公共団体から貸与を受けている（貸与を受けられることが確実であると保育所整備所管部長が認める場合を含む。）。)	2		
⑪ 国及び地方公共団体以外の者から貸与を受け、地上権又は賃借権を設定し登記できる（これらが確実であると保育所整備所管部長が認める場合を含む。）。)	1							
⑤ 児童の通園に配慮した計画となっている。	3	⑫ J R駅又は地下鉄駅から半径800m以内の立地にある。	1	該当するものいずれか				
		⑬ 駐車スペースとして、「（2号定員＋3号定員）÷20」台以上のスペースを確保する計画となっている。	2					
		⑭ 駐車スペースとして、「（2号定員＋3号定員）÷30」台以上のスペースを確保する計画となっている。	1					
		20			20			
4 運営 （配点 20点）	札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営基準に関する条例第3章に定める運営の基準に適合すること。	① 子育て支援事業(※1)の実施	10		① 子育て支援事業(※1)を4項目以上実施する計画となっている。	10	該当するものいずれか	
		② 食事の提供	10		② 子育て支援事業(※1)を3項目以上実施する計画となっている。	5		該当するものいずれか
					③ 子育て支援事業(※1)を2項目以上実施する計画となっている。	3		
					④ すべての園児（1号認定子どもを含む）の食事を自園調理で提供する。	10	該当するものいずれか	
		⑤ すべて又は一部の園児に対して、外部委託で食事を提供する（外部搬入なし）。	5					
		⑥ 一部の園児に対して、外部搬入で食事を提供する。	3					
		20			20			
共通審査基準に基づく個別審査基準点 中計			60			60		

幼保連携型認定こども園整備の個別審査基準（案）

資料 2－（4）

審査事項	項目	個別審査基準（幼保連携型認定こども園）	最高得点	備 考	配点内訳（幼保連携型認定こども園）	点数配分	備 考	
5 資金計画 （配点 20点）	当初自己資金及び借入金償還財源等が寄附等の方法により確保・確約されていること。	① 当初資金の確保状況	10		① 当初資金の全部について、自己資金が確保されており、借入を行わない。	10	該当するものいずれか	
		② 補助金（交付金）の効率的な活用（相対評価）			10	② 当初資金の全部について、自己資金及び寄附（寄附が確実であり、連帯保証人も確保されている）で確保されており、借入を行わない。		8
						③ 借入金額が設置者負担総額の20％未満となっており、償還財源が確保されている。		6
						④ 借入金額が設置者負担総額の20％以上40％未満となっており、償還財源が確保されている。		5
						⑤ 借入金額が設置者負担総額の40％以上60％未満となっており、償還財源が確保されている。		4
						⑥ 借入金額が設置者負担総額の60％以上80％未満となっており、償還財源が確保されている。		3
						⑦ 借入金額が設置者負担総額の80％以上となっており、償還財源が確保されている。		2
			20		⑧ 整備する定員一人あたりの補助額（交付額）が最も少ない（1号を除く。他事業者の整備計画との相対評価）。	10	該当するものいずれか	
					⑨ 整備する定員一人あたりの補助額（交付額）が2番目に少ない（1号を除く。他事業者の整備計画との相対評価）。	6		
					⑩ 整備する定員一人あたりの補助額（交付額）が3番目に少ない（1号を除く。他事業者の整備計画との相対評価）。	3		
					20			
6 設置主体の事業実績 （配点 10点）	〔既存法人〕 近年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。また、過去の法人運営及び事業運営において重大な法令違反又は悪質な事案があると認められ、その結果として行政処分若しくは行政指導を受けていないこと。ただし、著しく改善が図られているものについてはこの限りでない。 〔設立希望者〕 札幌市社会福祉法人設立認可審査会の幹事会で認可の方向性が示されていること。	① 保育所等（※2）を運営している既存の社会福祉法人又は学校法人が、札幌市からの文書指導事項もしくは札幌市以外からのこれに相当する指導事項がない、又はこれらの指導事項はあるが現在は改善されているか、改善計画の策定等、改善の目的が立っている（過去3年間）。	10	該当するものいずれか	① 札幌市からの文書指導事項又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項がない（過去3年間）（保育所等（※2）を運営している既存の社会福祉法人又は学校法人の場合）。	10	該当するものいずれか	
		② 上記①以外の新設社会福祉法人及び学校法人の場合、適切な事務体制が整っている。	10		② 札幌市からの文書指導事項又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項はあるが、現在は改善されている（過去3年間）（保育所等（※2）を運営している既存の社会福祉法人又は学校法人の場合）。	6		
					③ 札幌市からの文書指導事項又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項はあるが、改善計画の策定等、改善の目的が立っている（過去3年間）（保育所等（※2）を運営している既存の社会福祉法人又は学校法人の場合）。	3		
					④ 施設整備に係る適切な事務体制が整っている（保育所等（※2）を運営したことがない新設社会福祉法人及び学校法人の場合）。	10		
					⑤ 施設整備に係る適切な事務体制が整う見込みがある（保育所等（※2）を運営したことがない新設社会福祉法人及び学校法人の場合）。	4		
				10			10	
7 準備状況 （配点 10点）	整備計画（主旨・事業内容・資金計画等）について理事会、取締役会又は設立準備委員会の議決を経ていること。	① 項目内容に同じ	10		① 理事会等（取締役会、設立準備委員会）で施設整備に必要な事項（整備施設の規模・構造、用地の確保状況、当初資金の確保、借入れ金額及びその償還計画等）について十分に計画・審議している。	10		
			10			10		
共通審査基準以外の個別審査基準点 中計			40			40		
合計			100			100		

【優先順位の決定方法】

- ① 各項目の合計点数（100点満点）により審査を行い、合計点数が同点の場合、幼稚園において、預かり保育（通常型プラス又は平日型プラス）又は幼稚園保育室（通常型プラス又は平日型プラス）を実施している施設を優先順位上位とする。
- ② ①においても、優先順位が同点の場合は、上記の審査事項1－①の評点の高い方を優先順位上位とする。

※1 子育て支援事業は、以下の(1)～(5)から選択する。

- 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業
- 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
- 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

※2 保育所等とは、認可保育所、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）をいう。